

【参照条文】

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）
实用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）
特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）
特許登録令施行規則（昭和三十五年三月三十日通商産業省令第三十三号）
实用新案登録令（昭和三十五年三月二十四日政令第四十号）
实用新案登録令施行規則（昭和三十五年三月三十日通商産業省令第三十四号）
商標登録令（昭和三十五年三月二十四日政令第四十二号）
商標登録令施行規則（昭和三十五年三月三十日商産業省令第三十六号）
民法(民法第一編第二編第三編)(明治二十九年法律第八十九号)
破産法（平成十六年法律第七十五号）
借地借家法（平成三年法律第九十号）
不動産登記法（平成十六年六月十八日法律第二百二十三号）
船舶登記令（平成十七年一月二十六日政令第十一号）
動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
（平成十年六月十二日法律第四百号）
動産・債権譲渡登記令（平成十年八月二十八日政令第二百九十六号）
動産・債権譲渡登記規則（平成十年八月二十八日法務省令第三十九号）
産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）
Patent Law Treaty
特許法条約（特許庁仮訳）
Singapore Treaty on the Law of Trademarks
商標法に関するシンガポール条約（特許庁仮訳）

特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)

（定義）

第二条（略）

2 （略）

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4 (略)

(特許原簿への登録)

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

- 一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、消滅、回復又は処分の制限
 - 二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
 - 三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 2 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。
- 3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(特許を受ける権利)

第三十三条 特許を受ける権利は、移転することができる。

- 2 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。
- 3 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

第三十四条 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。

- 2 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。
- 3 同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案登録出願があつたときも、前項と同様とする。
- 4 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。
- 5 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
- 6 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があつたときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。
- 7 第三十九条第七項及び第八項の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

(出願公開の効果等)

第六十五条 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額

の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

- 2 前項の規定による請求権は、特許権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。
- 3 第一項の規定による請求権の行使は、特許権の行使を妨げない。
- 4 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第一百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき（更に第一百十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。）又は第二百五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。
- 5 第一条、第四条から第五条の二まで、第五条の四から第五条の七まで及び第六十八条第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「特許権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

(特許権の設定の登録)

第六十六条 特許権は、設定の登録により発生する。

- 2 第一百七条第一項の規定による第1年から第3年までの各年分の特許料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、特許権の設定の登録をする。
- 3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。
 - 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 特許出願の番号及び年月日
 - 三 発明者の氏名及び住所又は居所
 - 四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容
 - 五 願書に添付した要約書に記載した事項
 - 六 特許番号及び設定の登録の年月日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 4 第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

(存続期間の延長登録)

第六十七条の三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号の一に該当するとき

は、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 (略)

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていないとき。

三～五 (略)

2～4 (略)

(特許権の効力)

第六十八条 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(専用実施権)

第七十七条 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。

3 専用実施権は、実施の事業とともにする場合、特許権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 専用実施権者は、特許権者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権について質権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができる。

5 (略)

(通常実施権)

第七十八条 特許権者は、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許無効審判の請求の登録前に、特許が第二百二十三条第一項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一の発明についての二以上の特許のうち、その一を無効にした場合における原特許権者

二 特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原特許権者

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

- 2 当該特許権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(答弁書の提出)

第八十四条 特許庁長官は、前条第二項の裁定の請求があつたときは、請求書の副本をその請求に係る特許権者又は専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

(裁定の謄本の送達)

第八十七条 特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者及び当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するものに送達しなければならない。

- 2 当事者に対し前項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定の謄本の送達があつたときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(質権)

第九十五条 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない。

第九十六条 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権は、特許権、専用実施権若しくは通常実施権の対価又は特許発明の実施に対しその特許権者若しくは専用実施権者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。ただし、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

(登録の効果)

第九十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。

- 一 特許権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）放棄による消滅又は処分の制限
 - 二 専用実施権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）変更、消滅（混同又は特許権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限
 - 三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）変更、消滅（混同又は担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限
- 2 前項各号の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

(同前)

第九十九条 通常実施権は、その登録をしたときは、その特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

- 2 第三十五条第一項、第七十九条、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項又は第七十六条の規定による通常実施権は、登録しなくても、前項の効力を有する。

- 3 通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

(差止請求権)

第百条 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第百二条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(特許無効審判)

第二百二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- 一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたとき。

二～八 （略）

2・3 （略）

- 4 審判長は、特許無効審判の請求があつたときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

(延長登録無効審判)

第二百五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

- 一 その延長登録がその特許発明の実施に第六十七条第二項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対してされたとき。

二～五 （略）

2 第二百二十三条第三項及び第四項の規定は、延長登録無効審判の請求について準用する。

3 （略）

(証明等の請求)

第百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 願書、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に係る書類（特許権の設定の登録又は出願

公開がされたものを除く。)又は第六十七条の二第二項の資料

二 拒絶査定不服審判に係る書類(当該事件に係る特許出願について特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。)

三 特許無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

四 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの

五 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

2～4 (略)

実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)

(特許法の準用)

第十一条 (略)

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 (略)

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 実用新案権は、設定の登録により発生する。

2 実用新案登録出願があつたときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は却下された場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

一 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 実用新案登録出願の番号及び年月日

三 考案者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容

五 願書に添付した要約書に記載した事項

六 登録番号及び設定の登録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 (略)

(実用新案権の効力)

第十六条 実用新案権者は、業として登録実用新案の実施をする権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録実用新案の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(専用実施権)

第十八条 実用新案権者は、その実用新案権について専用実施権を設定することができる。

- 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の実施をする権利を専有する。
- 3 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

（通常実施権）

第十九条 実用新案権者は、その実用新案権について他人に通常実施権を許諾することができる。

- 2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の実施をする権利を有する。
- 3 特許法第七十三条第一項（共有）第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許法第二百二十三条第一項の特許無効審判（以下この項において単に「特許無効審判」という。）の請求の登録前に、特許が同項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

- 一 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者
 - 二 特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者
 - 三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者
- 2 当該実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（通常実施権の移転等）

第二十四条 通常実施権は、第二十一条第二項、第二十二条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、実用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

- 2 通常実施権者は、第二十一条第二項、第二十二条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者）の承

諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3～5 (略)

(質権)

第二十五条 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録実用新案の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条(物上代位)の規定は、実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

4 特許法第九十九条第三項(登録の効果)の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで(特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第七十九条(先使用による通常実施権)、第八十一条、第八十二条(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権に準用する。

(実用新案登録無効審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき。

二～七 (略)

2・3 (略)

4 審判長は、実用新案登録無効審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第三百二十二条から第三百三十条の二まで、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十六条、第三百五十七条、第三百六十七条、第三百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十条の規定は、審判に準用する。

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 実用新案権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限
 - 二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
 - 三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 2 実用新案原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。
 - 3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（特許法の準用）

第五十五条 特許法第百八十六条（証明等の請求）の規定は、実用新案登録に準用する。

2～5 （略）

特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)

（申請書に添付する書面）

第三十条 申請人は、申請書に次に掲げる書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録の原因を証明する書面
 - 二 登録の原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要するときは、これを証明する書面
- 2 前項第一号に掲げる書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号に掲げる書面を添付することを要しない。
 - 3 第一項第二号に規定する場合において、申請書にその第三者が記名し、印を押したときは、同号に掲げる書面を添付することを要しない。

（通常実施権の設定等の登録の申請）

第四十五条 通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 設定すべき通常実施権の範囲
 - 二 登録の原因に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め
- 2 通常実施権の保存又は移転の登録を申請するときは、申請書に保存又は移転すべき通常実施権の範囲を記載しなければならない。
 - 3 前条第三項の規定は、特許発明の実施の事業とともに通常実施権を移転する場合に準用する。

特許登録令施行規則(昭和三十五年三月三十日通商産業省令第三十三号)

第十条 権利の全部の移転の登録(相続その他の一般承継によるものを除く。)を申請するときは、申請書は、様式第七により作成しなければならない。

- 2 相続その他の一般承継による権利の移転の登録を申請するときは、申請書は、様式第八により作成しなければならない。

- 3 登録名義人の表示の変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九により作成しなければならない。
- 4 専用実施権又は通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十により作成しなければならない。
- 5 質権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十一により作成しなければならない。

実用新案登録令（昭和三十五年三月二十四日政令第四十号）

（特許登録令の準用）

第七条 特許登録令第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十三条から第七十条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。（以下略）

実用新案登録令施行規則（昭和三十五年三月三十日通商産業省令第三十四号）

（特許登録令施行規則の準用）

第三条 特許登録令施行規則第一条の二第四項及び第五項、第二条第二項、第三条から第五条まで並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、実用新案に関する登録に関する帳簿に準用する。

- 2 特許登録令施行規則第二章（申請の手續）の規定は、実用新案に関する登録の申請の手續に準用する。
- 3 特許登録令施行規則第十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで及び第四十二条から第六十一条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。

商標登録令（昭和三十五年三月二十四日政令第四十二号）

（登録の申請）

第八条 商標権の移転の登録は、申請書に商標法 条約第十一条 (1)(b)に掲げる書面であつて経済産業省令で定めるものを添付したときは、登録権利者又は登録義務者だけで申請することができる。

商標登録令施行規則（昭和三十五年三月三十日通商産業省令第三十六号）

第四条の三 商標登録令第八条の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる書面の一とする。

- 一 商標権の移転を証明する契約書の謄本又は抄本であつて、認証のあるもの
- 二 商標法 条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によつて作成された譲渡証明書又は譲渡文書

民法(民法第一編第二編第三編)(明治二十九年法律第八十九号)

（不動産工事の先取特権）

第三百二十七条 不動産の工事の先取特権は、工事の設計、施工又は監理をする者が債務者の不動産に関してした工事の費用に関し、その不動産について存在する。

2 前項の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。

(不動産工事の先取特権の登記)

第三百三十八条 不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなければならない。この場合において、工事の費用が予算額を超えるときは、先取特権は、その超過額については存在しない。

2 工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時に、裁判所が選任した鑑定人に評価させなければならない。

(抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の対抗力)

第三百八十七条 登記をした賃貸借は、その登記前に登記をした抵当権を有するすべての者が同意をし、かつ、その同意の登記があるときは、その同意をした抵当権者に對抗することができる。

2 抵当権者が前項の同意をするには、その抵当権を目的とする権利を有する者その他抵当権者の同意によって不利益を受けるべき者の承諾を得なければならない。

(使用貸借)

第五百九十三条 使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(賃貸借)

第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(不動産賃貸借の対抗力)

第六百五条 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

破産法(平成十六年法律第七十五号)

(開始後の登記及び登録の効力)

第四十九条 不動産又は船舶に関し破産手続開始前に生じた登記原因に基づき破産手続開始後にされた登記又は不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第五条第一号の規定による仮登記は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が破産手続開始の事実を知らなかった登記又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。

(双務契約)

第五十三条 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

- 2 前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答をしないときは、契約の解除をしたものとみなす。
- 3 前項の規定は、相手方又は破産管財人が民法第六百三十一条前段の規定により解約の申入れをすることができる場合又は同法第六百四十二条第一項前段の規定により契約の解除をすることができる場合について準用する。

(賃貸借契約等)

第五十六条 第五十三条第一項及び第二項の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が当該権利につき登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合には、適用しない。

- 2 前項に規定する場合には、相手方の有する請求権は、財団債権とする。

借地借家法(平成三年法律第九十号)

(借地権の対抗力)

第十条 借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。

(建物賃貸借の対抗力等)

第三十一条 建物の賃貸借は、その登記がなくても、建物の引渡しがあったときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。

- 2 民法第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物が売買の目的物である場合に準用する。
- 3 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。

不動産登記法(平成十六年六月十八日法律第二百二十三号)

(権利に関する登記の登記事項)

第五十九条 権利に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。

- 一 登記の目的
- 二 申請の受付の年月日及び受付番号
- 三 登記原因及びその日付
- 四 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分

- 五 登記の目的である権利の消滅に関する定めがあるときは、その定め
- 六 共有物分割禁止の定め（共有物若しくは所有権以外の財産権について民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条第一項 ただし書（同法第二百六十四条 において準用する場合を含む。）の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同法第九百八条 の規定により被相続人が遺言で共有物若しくは所有権以外の財産権について分割を禁止した場合における共有物若しくは所有権以外の財産権の分割を禁止する定め又は同法第九百七条第三項 の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判をいう。第六十五条において同じ。）があるときは、その定め
- 七 民法第四百二十三条 その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請した者（以下「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因
- 八 第二号に掲げるもののほか、権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるもの

（地上権の登記の登記事項）

- 第七十八条 地上権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 一 地上権設定の目的
 - 二 地代又はその支払時期の定めがあるときは、その定め
 - 三 存続期間又は借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条 前段の定めがあるときは、その定め
 - 四 地上権設定の目的が借地借家法第二十四条第一項 に規定する建物の所有であるときは、その旨
 - 五 民法第二百六十九条の二第一項 前段に規定する地上権の設定にあつては、その目的である地下又は空間の上下の範囲及び同項 後段の定めがあるときはその定め

（賃借権の登記等の登記事項）

- 第八十一条 賃借権の登記又は賃借物の転貸の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 一 賃料
 - 二 存続期間又は賃料の支払時期の定めがあるときは、その定め
 - 三 賃借権の譲渡又は賃借物の転貸を許す旨の定めがあるときは、その定め
 - 四 敷金があるときは、その旨
 - 五 賃貸人が財産の処分につき行為能力の制限を受けた者又は財産の処分の権限を有しない者であるときは、その旨
 - 六 土地の賃借権設定の目的が建物の所有であるときは、その旨
 - 七 前号に規定する場合において建物が借地借家法第二十四条第一項 に規定する建物であるときは、その旨
 - 八 借地借家法第二十二条 前段、第三十八条第一項前段若しくは第三十九条第一項又は高齢者の

居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十六条 の定めがあるときは、その定め

船舶登記令（平成十七年一月二十六日政令第十一号）

（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 船舶 総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）であって、航海の用に供するものをいう。
- 二 船舶の表示 船舶についての第十一条各号に掲げる登記事項をいう。
- 三 船舶管理人 船舶の共有者が商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百九十九条第一項（船舶法第三十五条 本文において準用する場合を含む。）の規定により選任した船舶管理人をいう。
- 四 製造中の船舶の表示 製造中の船舶についての第二十五条各号に掲げる登記事項をいう。
- 五 船籍港 船舶の所有者が船舶法第四条第一項 の規定により定めた船籍港をいう。
- 六 登記事項 この政令の規定により登記簿に記載して登記すべき事項をいう。
- 七 権利に関する登記 船舶についての次条第一項各号に掲げる権利及び製造中の船舶についての抵当権に関する登記をいう。
- 八 登記名義人 船舶の登記簿の権利部（第八条第一項の権利部をいう。）に次条第一項各号に掲げる権利について権利者として記載されている者及び製造中の船舶の登記簿の権利部（第八条第二項の権利部をいう。）に抵当権者として記載されている者をいう。
- 九 管海官庁 船舶法 に規定する船舶の登録の事務をつかさどる機関をいう。

（登記することができる権利等）

第三条 船舶の登記は、船舶の表示、船舶についての次に掲げる権利の保存等（保存、設定、移転、変更、処分の制限又は消滅をいう。第八条第一項において同じ。）又は船舶管理人の選任、氏名若しくは名称若しくは住所の変更若しくは代理権の消滅についてする。

- 一 所有権
- 二 抵当権
- 三 賃借権

2 製造中の船舶の登記は、製造中の船舶の表示、製造中の船舶についての抵当権の設定等（設定、移転、変更、処分の制限又は消滅をいう。第八条第二項において同じ。）又は船舶の所有者となるべき者についてする。

動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律

（平成十年六月十二日法律第百四号）

（動産譲渡登記）

第七条 指定法務局等に、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録する

ことができる物を含む。次条第一項及び第十二条第一項において同じ。)をもって調製する動産譲渡登記ファイルを備える。

- 2 動産譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、動産譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。
 - 一 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所
 - 二 譲受人の氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)
 - 三 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所
 - 四 動産譲渡登記の登記原因及びその日付
 - 五 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの
 - 六 動産譲渡登記の存続期間
 - 七 登記番号
 - 八 登記の年月日
- 3 前項第六号の存続期間は、十年を超えることができない。ただし、十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。
- 4 動産譲渡登記(以下この項において「旧登記」という。)がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に動産譲渡登記(以下この項において「新登記」という。)がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該動産については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。
- 5 動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に民法第百七十八条の引渡しが行われた場合(第三条第一項の規定により同法第百七十八条の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。)には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

(債権譲渡登記)

第八条 指定法務局等に、磁気ディスクをもって調製する債権譲渡登記ファイルを備える。

- 2 債権譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。
 - 一 前条第二項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項
 - 二 債権譲渡登記の登記原因及びその日付
 - 三 譲渡に係る債権(既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第三項第三号において同じ。)の総額
 - 四 譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの
 - 五 債権譲渡登記の存続期間
- 3 前項第五号の存続期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、当該期間を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

- 一 譲渡に係る債権の債務者のすべてが特定している場合 五十年
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 十年
- 4 債権譲渡登記(以下この項において「旧登記」という。)がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に債権譲渡登記(以下この項において「新登記」という。)がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該債権については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。
- 5 債権譲渡登記がされた譲渡に係る債権につき譲受人が更に譲渡をし、当該債権譲渡登記の存続期間の満了前に民法第四百六十七条の規定による通知又は承諾がされた場合(第四条第一項の規定により同法第四百六十七条の規定による通知があったものとみなされる場合を除く。)には、当該債権については、当該債権譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

(登記事項概要証明書等の交付)

- 第十一条 何人も、指定法務局等の登記官に対し、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要(動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第七条第二項第五号、第八条第二項第四号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第二項及び第三項において同じ。)を証明した書面(第二十一条第一項第二号において「登記事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。
- 2 次に掲げる者は、指定法務局等の登記官に対し、動産の譲渡又は債権の譲渡について、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面(第二十一条第一項において「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。
- 一 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人又は譲受人
 - 二 譲渡に係る動産を差し押さえた債権者その他の当該動産の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの
 - 三 譲渡に係る債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの
 - 四 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人の使用人

動産・債権譲渡登記令(平成十年八月二十八日政令第二百九十六号)

(利害関係を有する者の範囲)

- 第十五条 法第十一条第二項第二号又は第三号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは債権を目的とする質権の設定につき利害関係を有する者は、次に掲げる者とする。
- 一 譲渡に係る動産を取得した者
 - 二 前号の動産を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は同号の動産を目的とする質権その他の担保権若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者
 - 三 譲渡に係る債権若しくは質権の目的とされた債権の債務者又はこれらの債権を取得した者
 - 四 前号の債権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は同号の債権を目的とする

質権を取得した者

五 次に掲げる者の財産の管理及び処分をする権利を有する者

イ 前各号に掲げる者

ロ 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人又は譲受人

ハ 質権の目的とされた債権の質権設定者又は質権者

動産・債権譲渡登記規則(平成十年八月二十八日法務省令第三十九号)

(動産を特定するために必要な事項等)

第八条 法第七条第二項第五号に規定する譲渡に係る動産を特定するために必要な事項は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項とする。

一 動産の特質によって特定する方法

イ 動産の種類

ロ 動産の記号、番号その他の同種類の他の物と識別するために必要な特質

二 動産の所在によって特定する方法

イ 動産の種類

ロ 動産の保管場所の所在地

2 前項各号に掲げる方法によって特定する譲渡の対象が二以上あるときは、一で始まる連続番号も、同項の譲渡に係る動産を特定するために必要な事項とする。

3 法第十条第三項第二号に規定する抹消登記に係る動産を特定するために必要な事項は、前項の連続番号とする。

(債権を特定するために必要な事項等)

第九条 法第八条第二項第四号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権を特定するために必要な事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権が数個あるときは、一で始まる債権の連続番号

二 譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の債務者が特定しているときは、債務者及び債権の発生の際における債権者の数、氏名及び住所(法人にあっては、氏名及び住所に代え商号又は名称及び本店等)

三 譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の債務者が特定していないときは、債権の発生原因及び債権の発生の際における債権者の数、氏名及び住所(法人にあっては、氏名及び住所に代え商号又は名称及び本店等)

四 貸付債権、売掛債権その他の債権の種別

五 債権の発生日

六 債権の発生の際及び譲渡又は質権設定の際における債権額(既に発生した債権のみを譲渡し、又は目的として質権を設定する場合に限る。)

2 法第十条第三項第二号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する抹消登記に係る債権を特定するために必要な事項は、前項第一号に掲げる事項とする。

(申請磁気ディスクの記録事項等)

第十二条 令第七条第三項第三号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権の譲渡人及び譲受人又は質権の目的とされた債権の質権設定者及び質権者の数
- 二 譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の個数
- 2 申請磁気ディスクには、令第七条第三項の方式に従い、同項各号に掲げる事項以外の事項であって、譲渡に係る動産の名称、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の弁済期その他の当該動産又は債権を特定するために有益なものを記録することができる。
- 3 申請磁気ディスクには、申請人の氏名(法人にあっては、商号又は名称)及び年月日を記載した書面をはり付けなければならない。

産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)

(通常実施権の対抗要件に関する特例)

第五十八条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権につき特定通常実施権登録簿に登録をしたときは、当該通常実施権について、特許法第九十九条第一項(実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。)の登録があったものとみなす。

- 2 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権の全部の移転又は処分の制限につき特定通常実施権登録簿に登録をしたときは、当該通常実施権について、特許法第九十九条第三項(実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。)の登録があったものとみなす。
- 3 前二項の規定により登録をした場合における当該通常実施権については、特許法第六十七条の三第一項第二号、第八十四条、第八十七条第一項、第二百三十三条第四項及び第二百五条の二第一項第二号並びに実用新案法第二十一条第三項において準用する特許法第八十四条及び第八十七条第一項並びに実用新案法第三十七条第四項の規定は、適用しない。

(特定通常実施権登録)

第五十九条 特許庁に、特定通常実施権登録簿を備える。

- 2 特定通常実施権登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。
- 3 前条第一項及び第二項に規定する特定通常実施権登録簿への登録(以下「特定通常実施権登録」という。)は、特定通常実施権登録簿に、次に掲げる事項を記録することによって行う。
 - 一 登録の目的
 - 二 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
 - 三 特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者の商号又は名称及び本店又は主

たる事務所の所在地

- 四 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又は専用実施権を特定するために必要な事項で経済産業省令で定めるもの
 - 五 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明の実施又は登録実用新案の実施をする範囲
 - 六 申請の受付の年月日
 - 七 登録の存続期間
 - 八 登録番号
 - 九 登録の年月日
- 4 前項第七号の存続期間は、十年を超えることができない。

(登録事項証明書等の交付)

第六十四条 何人も、特許庁長官に対し、特定通常実施権登録簿に記録されている事項（第五十九条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の閲覧若しくは謄写（特定通常実施権登録簿の全部又は一部が磁気ディスクをもって調製されているときは、当該磁気ディスクをもって調製された部分に記録されている事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写）又は当該事項を証明した書面（第六十九条第一項第二号において「開示事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、それぞれに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項（第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を証明した書面（以下「登録事項概要証明書」という。）の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時ににおいて、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項については、この限りでない。

- 一 特定通常実施権許諾者から特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権を取得した者
- 二 前号に掲げる者が取得した同号の特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権をその後を取得した者
- 三 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえた債権者
- 四 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権を取得した者
- 五 前各号に掲げる者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

3～8 (略)

Patent Law Treaty

Rule 17

Request for Recordation of a License or a Security Interest

(1) [Request for Recordation of a License]

(a) Where a license in respect of an application or patent may be recorded under the applicable law, the Contracting Party shall accept that a request for recordation of that license be made in a communication signed by the licensor or the licensee and containing the following indications:

- () an indication to the effect that a recordation of a license is requested;
- () the number of the application or patent concerned;
- () the name and address of the licensor;
- () the name and address of the licensee;
- () an indication of whether the license is an exclusive license or a non-exclusive license;
- () the name of a State of which the licensee is a national if he is the national of any State, the name of a State in which the licensee has his domicile, if any, and the name of a State in which the licensee has a real and effective industrial or commercial establishment, if any.

(b) A Contracting Party may require that the request contain:

- () a statement that the information contained in the request is true and correct;
- () information relating to any government interest by that Contracting Party;
- () information relating to the registration of the license, where registration is compulsory under the applicable law;
- () the date of the license and its duration.

(2) [Documentation of the Basis of the License]

(a) Where the license is a freely concluded agreement, a Contracting Party may require that the request be accompanied, at the option of the requesting party, by one of the following:

- () a copy of the agreement, which copy may be required to be certified, at the option of the requesting party, by a notary public or any other competent public authority or, where permitted under the applicable law, by a representative having the right to practice before the Office, as being in conformity with the original agreement;
- () an extract of the agreement consisting of those portions of that agreement which show

the rights licensed and their extent, which extract may be required to be certified, at the option of the requesting party, by a notary public or any other competent public authority or, where permitted under the applicable law, by a representative having the right to practice before the Office, as being a true extract of the agreement.

(b) A Contracting Party may require, where the license is a freely concluded agreement, that any applicant, owner, exclusive licensee, co-applicant, co-owner or co-exclusive licensee who is not party to that agreement give his consent to the recordation of the agreement in a communication to the Office.

(c) Where the license is not a freely concluded agreement, for example, it results from operation of law or a court decision, a Contracting Party may require that the request be accompanied by a copy of a document evidencing the license. A Contracting Party may also require that the copy be certified as being in conformity with the original document, at the option of the requesting party, by the authority which issued the document or by a notary public or any other competent public authority or, where permitted under the applicable law, by a representative having the right to practice before the Office.

(3) [Translation] A Contracting Party may require a translation of any document filed under paragraph (2) that is not in a language accepted by the Office.

(4) [Fees] A Contracting Party may require that a fee be paid in respect of a request referred to in paragraph (1).

(5) [Single Request] Rule 16(5) shall apply, mutatis mutandis, to requests for recordation of a license.

(6) [Evidence] Rule 16(6) shall apply, mutatis mutandis, to requests for recordation of a license.

(7) [Prohibition of Other Requirements] No Contracting Party may require that formal requirements other than those referred to in paragraphs (1) to (6) be complied with in respect of the request referred to in paragraph (1), except where otherwise provided for by the Treaty or prescribed in these Regulations.

(8) [Notification; Non-Compliance with Requirements] Rule 15(6) and (7) shall apply, mutatis mutandis, where one or more of the requirements applied under paragraphs (1) to (5) are not complied with, or where evidence, or further evidence, is required under

paragraph (6).

(9) [Request for Recordation of a Security Interest or Cancellation of the Recordation of a License or a Security Interest] Paragraphs (1) to (8) shall apply, mutatis mutandis, to requests for:

- () recordation of a security interest in respect of an application or patent;
- () cancellation of the recordation of a license or a security interest in respect of an application or patent.

特許法条約（特許庁仮訳）

第17規則 実施権又は担保権の記録のための申請

(1) [実施権の記録のための申請] (a) 出願又は特許に関する実施権が適用法令に基づいて記録されているような場合には、締約国は、当該実施権の記録のための申請が、実施許諾者又は実施権者が署名した提出物によってなされることを認めなければならない。その提出物には、以下の表示を含まなければならない。

- () 実施権の記録を申請する趣意の表示、
- () 当該出願又は特許の番号、
- () 実施許諾者の氏名及びあて先、
- () 実施権者の氏名及びあて先、
- () 実施権が専用実施権であるか否かの表示、
- () 実施権者が、いずれかの国の国民であるときはその国の名称、さらに該当する場合には、実施権者が住所を有する国の名称、及び実施権者が現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する国の名称。

(b) 締約国は、申請に以下の内容を含むよう要求することができる。

- () その申請に含まれた情報が真正であるという陳述書、
- () 締約国による政府の利害に関する情報、
- () 適用法令に基づき実施権の記録が強制的である場合、実施権の記録に関する情報、
- () 実施権の日及びその期間。

(2) [実施権の基礎となる文書] (a) 実施権が自由契約によるものである場合、締約国は、申請当事者の選択により、次のいずれか一つを申請に添付することを要求することができる。

- () 合意の写し。当該写しについては、申請当事者の選択により、公証人、その他の権限ある公の当局、又は適用法令に基づいて許される場合には、官庁に対し手続を認められた代理人によって、当該合意書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。
- () 実施権の対象となる権利及びその範囲を示す合意書のいくつかの要素で構成される合意書の抄本。当該抄本については、申請当事者の選択により、公証人、その他の権限ある公の当局、又は適用法令に基づいて許される場合には、官庁に対し手続を認められ

た代理人によって、当該合意書の真正な抄本であることを認証するよう要求することができる。

- (b) 締約国は、実施権が自由契約によるものである場合、当該合意の当事者ではない出願人、権利者、専用実施権者、共同出願人、共同権利者又は共同専用実施権者に対して、かかる合意を記録することに対する合意を官庁への提出物において示すよう要求することができる。
- (c) 実施権が自由契約を原因とするものでなく、他の理由、例えば法律の施行又は裁判所の決定による場合、締約国は申請にその実施権を証する文書の写しを添付することを要求できる。さらに締約国は、その写しが原本との同一性について、申請当事者の選択により、当該文書を発行した当局、又は公証人、或いは他の権限を有する公的当局、さらに適用法令が認める場合には、官庁に対して手続する権利を有する代理人のいずれかによって認証されていることを要求することができる。

(3)～(6) (略)

(7) [その他の要件の禁止] この条約又は規則に別段の定めがある場合を除き、いかなる締約国も、(1)で規定する申請に関し、(1)から(6)に定める要件以外の方式的要件を満たすよう要求することができない。

(8)～(9) (略)

Singapore Treaty on the Law of Trademarks

Article 1

Abbreviated Expressions For the purposes of this Treaty, unless expressly stated otherwise:

(i)～(x) (略)

(xi) “license” means a license for the use of a mark under the law of a Contracting Party;

(xii) “licensee” means the person to whom a license has been granted;

(xiii)～(xxii) (略)

Article 8 Communications

(1) [Means of Transmittal and Form of Communications] Any Contracting Party may choose the means of transmittal of communications and whether it accepts communications on paper, communications in electronic form or any other form of communication.

(2) [Language of Communications]

(a) Any Contracting Party may require that any communication be in a language admitted by the Office. Where the Office admits more than one language, the applicant, holder or other interested person may be required to comply with any other language requirement applicable with respect to the Office, provided that no indication or element of the communication may be required to be in more than one language.

(b) No Contracting Party may require the attestation, notarization, authentication,

legalization or any other certification of any translation of a communication other than as provided under this Treaty.

(c) Where a Contracting Party does not require a communication to be in a language admitted by its Office, the Office may require that a translation of that communication by an official translator or a representative, into a language admitted by the Office, be supplied within a reasonable time limit.

(3) [Signature of Communications on Paper]

(a) Any Contracting Party may require that a communication on paper be signed by the applicant, holder or other interested person. Where a Contracting Party requires a communication on paper to be signed, that Contracting Party shall accept any signature that complies with the requirements prescribed in the Regulations.

(b) No Contracting Party may require the attestation, notarization, authentication, legalization or other certification of any signature except, where the law of the Contracting Party so provides, if the signature concerns the surrender of a registration.

(c) Notwithstanding subparagraph (b), a Contracting Party may require that evidence be filed with the Office where the Office may reasonably doubt the authenticity of any signature of a communication on paper.

(4) [Communications Filed in Electronic Form or by Electronic Means of Transmittal]

Where a Contracting Party permits the filing of communications in electronic form or by electronic means of transmittal, it may require that any such communication comply with the requirements prescribed in the Regulations.

(5) [Presentation of a Communication]

Any Contracting Party shall accept the presentation of a communication, the content of which corresponds to the relevant Model International Form, if any, provided for in the Regulations.

(6) [Prohibition of Other Requirements]

No Contracting Party may demand that, in respect of paragraphs (1) to (5), requirements other than those referred to in this Article be complied with.

(7) [Means of Communication with Representative]

Nothing in this Article regulates the means of communication between an applicant, holder or other interested person and its representative.

Article 17

Request for Recordal of a License

(1) [*Requirements Concerning the Request for Recordal*] Where the law of a Contracting Party provides for the recordal of a license with its Office, that Contracting Party may require that the request for recordal

- (i) be filed in accordance with the requirements prescribed in the Regulations, and
- (ii) be accompanied by the supporting documents prescribed in the Regulations.

(2) [*Fee*] Any Contracting Party may require that, in respect of the recordal of a license, a fee be paid to the Office.

(3) [*Single Request Relating to Several Registrations*] A single request shall be sufficient even where the license relates to more than one registration, provided that the registration numbers of all registrations concerned are indicated in the request, the holder and the licensee are the same for all registrations, and the request indicates the scope of the license in accordance with the Regulations with respect to all registrations.

(4) [*Prohibition of Other Requirements*]

(a) No Contracting Party may demand that requirements other than those referred to in paragraphs (1) to (3) and in Article 8 be complied with in respect of the recordal of a license with its Office. In particular, the following may not be required:

- (i) the furnishing of the registration certificate of the mark which is the subject of the license;
- (ii) the furnishing of the license contract or a translation of it;
- (iii) an indication of the financial terms of the license contract.

(b) Subparagraph (a) is without prejudice to any obligations existing under the law of a Contracting Party concerning the disclosure of information for purposes other than the recording of the license in the register of marks.

(5) [*Evidence*] Any Contracting Party may require that evidence be furnished to the Office where the Office may reasonably doubt the veracity of any indication contained in the request or in any document referred to in the Regulations.

(6) [*Requests Relating to Applications*] Paragraphs (1) to (5) shall apply, *mutatis mutandis*, to requests for recordal of a license for an application, where the law of a Contracting Party provides for such recordal.

商標法に関するシンガポール条約（特許庁仮訳）

第1条 略称

この条約の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、

(i) ~ (x)（略）

(xi) 「ライセンス」とは、締約国の法令に基づく標章の使用のためのライセンスをいう。

(xii) 「使用権者」とは、ライセンスを与えられた者をいう。

(xiii) ~ (xxii)（略）

第8条 提出物

- (1) [提出物の形式及び送付手段] 締約国は提出物の送付手段を選択することができ、かつ、書面による提出物、電子的形式による提出物、又はその他の形式の提出物を受理するか否かを選択することができる。
- (2) [提出物の言語] (a) 締約国は、いかなる提出物も官庁が認めた言語によるものであることを要求することができる。官庁が1以上の言語を認める場合には、出願人、名義人その他の関係する者は、官庁が適用可能な他の言語要件の遵守を求められることがある。ただし、提出物のいかなる表示又は要素も複数の言語によることを求められることはない。
(b) いかなる締約国も、この条約によって規定された場合を除いて、提出物の翻訳の証明、公証、確認、公認又はその他の証明を要求することはできない。
(c) 締約国が、提出物が官庁によって認められた言語によるものであることを要求しない場合には、官庁は、公認翻訳者又は代理人による官庁が認める言語への提出物の翻訳を合理的な期間内に提出することを要求することができる。
- (3) [書面による提出物の署名] (a) いかなる締約国も書面による提出物に出願人、名義人、その他の関係する者に署名を要求することができる。締約国が書面による提出物に署名を要求する場合には、当該締約国は規則で定める要件を満たすいかなる署名も認めなければならない。
(b) いかなる締約国も、署名についての真正の証明その他の証明を要求することができない。ただし、署名が登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名についての証明を要求する旨を定めるときは、この限りでない。
(c) (b)の規定にもかかわらず、締約国は、自国の官庁が書面による提出物における署名の真正について合理的な疑義をもった場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。
- (4) [電子的形態又は電子的送付手段で提出された提出物] 締約国は、電子的形態又は電子的送付手段による提出物の提出を認める場合には、その提出物が規則で定める要件に従うよう要求することができる。
- (5) [提出物の提示] いかなる締約国も、もしある場合は規則に定められた関連モデル国際様式に相当する内容の提出物の提示を認める。
- (6) [その他の要件の禁止] (1)から(5)までにに関して、いかなる締約国も、本条項に定める要件

以外の要件を満たすよう要求することはできない。

- (7) [代理人との提出物の（形式及び送付）手段] この条は、出願人、名義人その他の関係する者とその代理人との間における提出物の（形式及び送付）手段については規定していない。

第17条 ライセンスの記録のための申請

(1) [記録のための申請に関する要件]

締約国の法令が自国の官庁にライセンスの記録をするよう定めている場合には、当該締約国は、記録のための申請について以下を要求することができる。

(i) 規則で定める要件に従って提出されること、及び

(ii) 規則で定める裏付け資料の添付

- (2) [料金] ライセンスの記録に関して、いかなる締約国も、自国の官庁に対する料金の支払いを要求することができる。

- (3) [複数の登録に関する単一の申請] ライセンスは、当該ライセンスが二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、すべての関係する登録の登録番号が当該申請書に表示されていること、名義人及び使用権者がすべての登録について同一人であること並びにすべての登録に関して規則に従って、ライセンスの範囲が当該申請書に表示されていることを条件とする。

- (4) [その他の要件の禁止] (a) いかなる締約国も、ライセンスの官庁への記録の申請に関して、(1)から(3)及び第8条に定められた以外の要件を満たすことを要求することはできない。特に、以下を要求することはできない

(i) ライセンスに係る標章の登録証明書の提出

(ii) ライセンス契約書又はその翻訳の提出

(iii) ライセンス契約に係る財務的条件の表示

(b) (a)は、標章の登録簿におけるライセンスの記録以外を目的とする情報の開示に関する締約国の法令の下に存するいかなる義務も棄損するものではない。

- (5) [証拠] 締約国は、自国の官庁が申請書又は規則に規定する文書に記載された表示の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

- (6) [出願に関する申請] 締約国の法令が出願のライセンス記録に関する規定を有する場合には、(1)から(5)までの規定は当該出願のライセンス記録の申請に準用する。